

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施した
ので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年12月25日

朝倉市監査委員 田原 誓成
朝倉市監査委員 半田 雄三

記

- 1.監査の方法 朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行うとともに関係職員の説明を聞き実施した。
- 2.監査の種類 定期監査(財務監査)及び行政監査
- 3.監査の対象 対象部局 文化・生涯学習課
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)
- 4.監査の着眼点 ① 合規性
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
② 正確性
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
③ 経済性、効率性、有効性
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか)
- 5.監査の主な実施内容 監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。
- 6.監査の実施場所及び日程 監査委員事務局にて
令和7年12月1日から 令和7年12月24日まで
- 7.監査の結果 監査対象の事務は、おおむね良好に執行されていたが、一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められた。
必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。また、事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

[支出事務]

物品の購入において、納品書等の訂正は、本来債権者が行うべきものであるが、職員により訂正されていたものが複数あった。

[契約事務]

測量・図化業務委託の指名競争入札事務において、業務委託仕様書は、指名業者が決定した後に配付すべきものであるが、指名業者選定前の入札への参加意思確認時に配付していた。

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施した
ので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年12月25日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

記

1.監査の方法 朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行う
とともに関係職員の説明を聞き実施した。

2.監査の種類 定期監査(財務監査)及び行政監査

3.監査の対象 対象部局 朝倉支所
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)

4.監査の着眼点 ① 合規性
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
② 正確性
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
③ 経済性、効率性、有効性
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか)

5.監査の主な実施内容 監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査
するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。

6.監査の実施場所及び日程 監査委員事務局にて
令和7年12月1日から 令和7年12月24日まで

7.監査の結果 監査対象の事務は、良好に執行されていた。事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施した
ので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年12月25日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

記

1.監査の方法 朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行う
とともに関係職員の説明を聞き実施した。

2.監査の種類 定期監査(財務監査)及び行政監査

3.監査の対象 対象部局 柏木支所
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)

4.監査の着眼点 ① 合規性
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
② 正確性
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
③ 経済性、効率性、有効性
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか)

5.監査の主な実施内容 監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査
するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。

6.監査の実施場所及び日程 監査委員事務局にて
令和7年12月1日から 令和7年12月24日まで

7.監査の結果 監査対象の事務は、良好に執行されていた。事務処理上、改善又
は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。